

# けんぽだより

2018  
SPRING

春

P6

平成30年度は  
こんな健康づくり事業を実施します

P2

理事長就任のご挨拶

P3

平成30年度予算がまとまりました

P10

ナオリ健保の保険給付はココが手厚い!





## 理事長就任のご挨拶



ナオリ健康保険組合  
理事長 滝 一夫

陽春の候、被保険者ならびにご家族の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に対し、多大な支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当健康保険組合役員の任期満了と新役員選任にあたり、引き続き理事長の重任をお引き受けすることになりましたので一言ご挨拶申し上げます。

わが国では高齢化の進展により高齢者医療費が急増しており、健康保険組合はみなさまの保険料から国へ支援金・納付金等として巨額な拠出を余儀なくされています。

健康保険組合連合会が発表した「平成28年度健康保険組合決算見込の概要」によると、支援金・納付金等の総額は組合全体で3兆2,819億円となり、それらが医療費(法定給付費)を上回った組合が4分の1を超えました。

また、2025年には団塊の世代すべてが後期高齢者となり、年金・医療・介護分野における給付費も増加し、それを支える現役世代には、さらに重い負担がのしかかるとともに、経済全体に及ぼす悪影響も計り知れません。

日本は皆保険制度のもと、病気になったときはフリーアクセスで医療を受けることができる恵まれた国です。この制度を維持するためには、高齢者医療費の負担構造改革が早急に必要であるとともに、皆様の医療へのコスト意識も求められています。

平成30年度は、メタボに着目した「特定健診・特定保健指導」の第3期がスタートするほか、データ分析に基づいた効率的な保健事業を目指す「データヘルス計画」の第2期が本格稼働してまいります。

皆様におかれましては「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、当健康保険組合が実施している健診の受診や健診結果を活用しての健康づくり、ジェネリック医薬品の利用などによる医療費適正化にご協力いただけたらと思います。

当健康保険組合では皆様の健康増進のために、効率的な事業の推進・安全な資産運営に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご支援、ご協力をお願いいたします。

### ◆選定

理事長	滝 一夫	タキヒヨー(株)
副理事長	丹羽 幸彦	丹羽幸(株)
常務理事	田財 重典	ナオリ健康保険組合
理事	森 忍	モリン(株)
監事	斎藤 清治	(株)ラグックス信和
議員	磯村 辰生	万兵(株)
議員	山口 健一	八木兵殖産(株)
議員	吉田 俊雄	吉田商事(株)
議員	喜多 勇	ティー・エル・シー(株)

### ◆互選

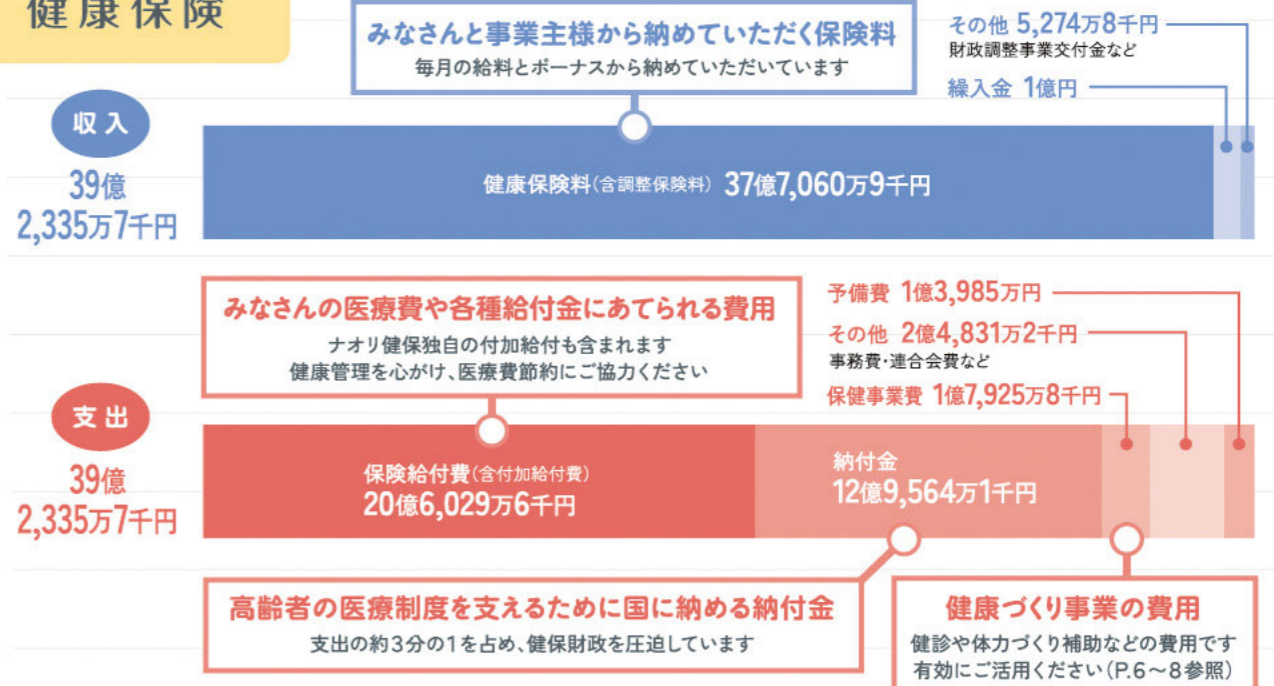
理事	瀧 昌之	瀧定名古屋(株)
理事	加藤 三男	信友(株)
理事	山本 大寛	クロスプラス(株)
理事	瀧 隆太	瀧定大阪(株)
監事	犬飼 浩善	犬飼タオル(株)
議員	谷 佳津臣	谷健(株)
議員	西川 隆造	西川毛織(株)
議員	石田 匡	石田英(株)
議員	遠山 卓郎	遠山産業(株)

〈任期〉 自：平成30年4月1日 至：平成33年3月31日

## 平成30年度予算がまとまりました

皆様の健康をサポートします!

### 健康保険



#### 予算編成の基礎となった数値

● 被保険者	8,100人	● 被扶養者数	5,662人
● 男	4,300人	● 扶養率	0.69人
● 女	3,800人	● 前期高齢者加入率	4.15%
● 平均標準報酬月額	331,100円	● 健康保険料率	98/1000
● 総標準賞与額(年間合計)	6,704,775千円	● 事業主	49/1000
● 平均年齢	43.46歳	● 被保険者	49/1000

### 介護保険



知って  
おきたい!

## 介護 保険

介護保険は、年をとって介護が必要になった人に介護サービスを提供することを目的とした社会保険制度です。介護保険は各市町村が運営を行い、40歳以上のすべての人が加入します。健康保険組合は介護保険料を徴収し、国へ納付しています。健康保険の被扶養者も、介護保険では被保険者となりますが、ナオリ健保では介護保険料を徴収していません。





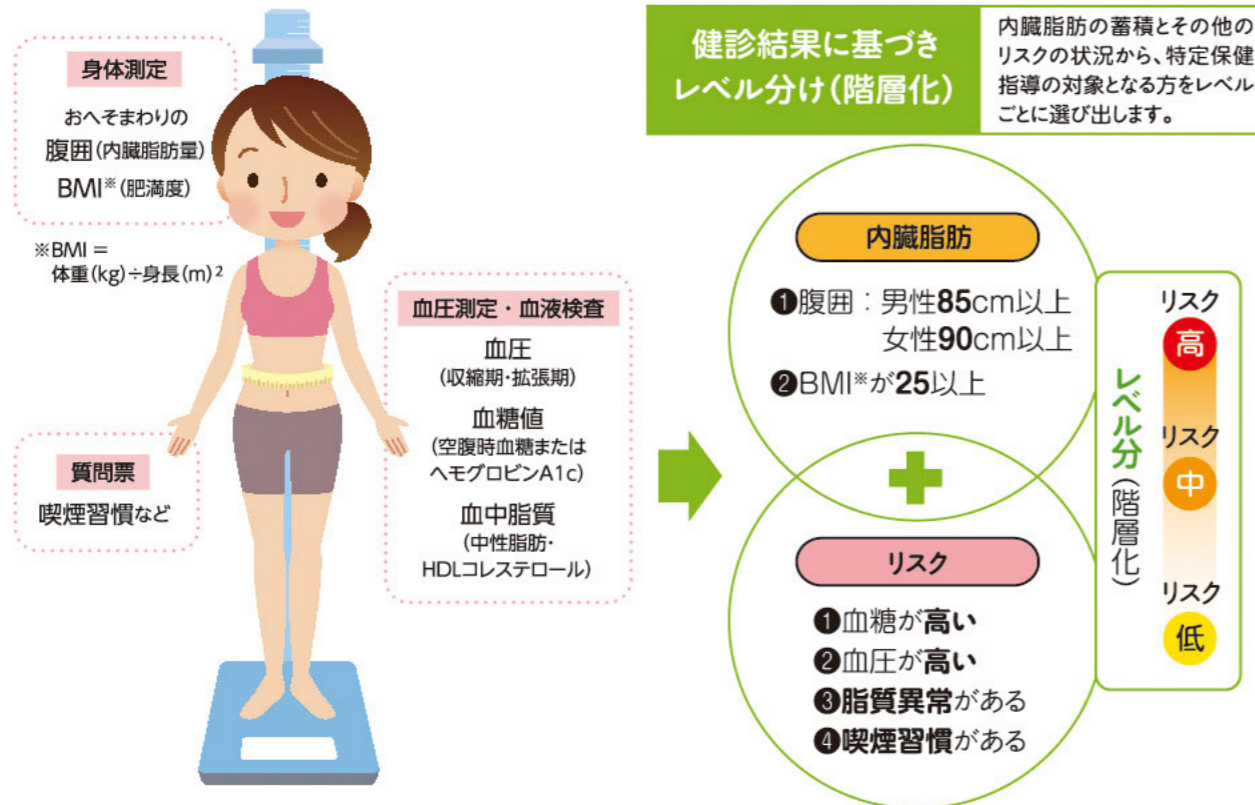
# 平成30年度から「第3期特定健診・特定保健指導」がスタートします!



特定健診・特定保健指導は、生活習慣の積み重ねによって起こる「メタボリックシンドローム」の予防を重視した健診・保健指導です。平成20年度からすべての健保組合で実施が始まり、平成30年度からは第3期がスタートします。

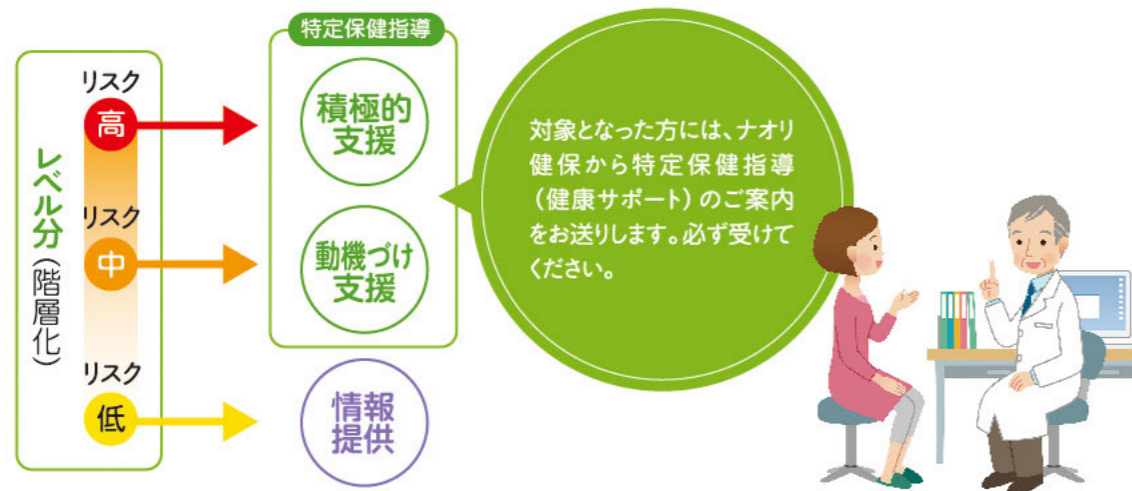
## 40歳以上の人は**特定健診**を受けましょう

被保険者は「定期健診」「人間ドック」「生活習慣病健診」「婦人健診」の受診、  
被扶養者は「特定健診」「人間ドック」「生活習慣病健診」「婦人健診」の受診で特定健診の受診となります。



## 特定健診の結果、対象となった方は**特定保健指導**を受けましょう (健康サポート)

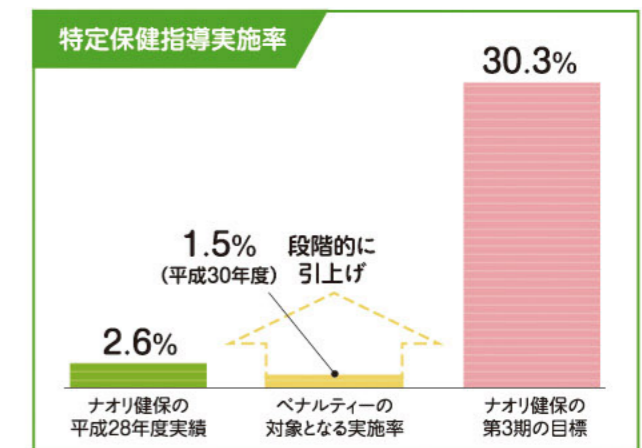
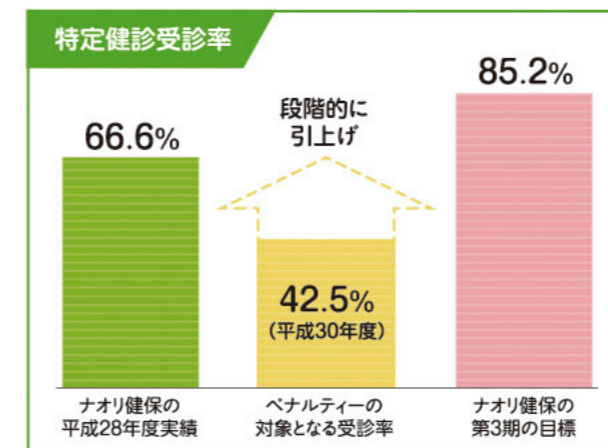
生活習慣病のリスクに応じて、特定保健指導(健康サポート)を実施します。



## 特定健診・特定保健指導の実施率によるペナルティーが厳しくなります

第3期を迎える特定健診・特定保健指導は、全保険者の実施率が公表されるだけでなく、平成30年度からは特定健診の受診率や、特定保健指導の実施率が基準に満たない(下記参照)健保組合にはペナルティーとして国に納める後期高齢者支援金(高齢者医療制度を支えるための拠出金)が加算される仕組みになります。

さらにこのペナルティーの基準や加算率は平成30年度から段階的に引き上げられる予定になっています。みなさんの保険料負担をこれ以上増やさないためにも、**特定健診・特定保健指導の対象者の方は必ず受けるようにしてください。**



## ナオリ健保の**特定保健指導**(健康サポート)

ナオリ健保では、特定健診の結果、生活習慣病のリスクがあると判定された方を対象に、特定保健指導(健康サポート)を実施し、生活習慣の改善をお手伝いします。



- 1 特定健診等の健康診断を受ける**
- 2 ナオリ健保から健診結果が届く**  
特定保健指導(健康サポート)の対象となった方は、健診結果の中にパンフレット「特定健康診断受診結果及び特定保健指導のお知らせ」が入っています。
- 3 特定保健指導(健康サポート)を申し込む**  
健診結果に同封のはがきでお申し込みください。
- 4 特定保健指導(健康サポート)を受ける**  
ナオリ健保からのご案内に従って特定保健指導(健康サポート)を受けてください。

奥様も年に一度は健診を!



職場で健診を受ける被保険者ご本人に比べると、被扶養者である奥様の健診受診率は低くなっています。子育てや介護など、健診を受けにくい事情があるとは思いますが、家族みんなが笑顔で過ごせるよう、年に一度、必ず健診を受けてください。  
★4月に特定健診(40歳以上が対象)、5月以降に婦人健診(30歳以上が対象)のご案内をお送りします。





病気の予防

健診・ドックで早期発見・早期治療

生活習慣病にならないためには、生活習慣を改善し、“自分の健康は自分で守る”ことが最も重要ですが、それとともに、健診・人間ドックで定期的に健康状態を調べ、病気の芽は早いうちに摘み取ってしまうことも重要です。

ナオリ健保では、次のような病気の予防のための事業を行っていますので、積極的にご利用ください。

※「協会けんぽ」とは、主に中小企業の従業員が加入し、全国健康保険協会が運営する健康保険です。



特定健診・特定保健指導 負担金なし

40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者を対象に、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)の予防を重視した健診を実施し、該当者に保健指導を実施します。

受検者負担金 特定健診……被扶養者はなし  
特定保健指導…被保険者・被扶養者ともになし

人間ドック 協会けんぽにはない 二次検査は負担金なし

対象者 30歳以上の被保険者・被扶養者

受検者負担金 一泊人間ドック30,000円 健保補助がないと約67,000円\*  
半日人間ドック10,000円

実施時期 年間 健保補助がないと約38,000円\*

節目健診(半日人間ドック) 協会けんぽにはない 負担金なし 二次検査も負担金なし

対象者 40・45・50・55・59歳の被保険者

受検者負担金 ありません 実施時期 年間

生活習慣病健診 協会けんぽより負担金が少ない 二次検査は負担金なし

対象者 30歳以上の被保険者・被扶養者

受検者負担金 4,000円 実施時期 年間 健保補助がないと約20,000円\*

婦人健診(巡回) 協会けんぽにはない 二次検査は負担金なし

対象者 30歳以上の被保険者・被扶養者

受検者負担金 5,000円 実施時期 6~1月 健保補助がないと約27,000円\*

大腸がん検診(郵送検診) 協会けんぽにはない

対象者 被保険者・被扶養者

受検者負担金 300円 実施時期 10~12月

子宮がん検診(郵送検診) 協会けんぽにはない

対象者 被保険者・被扶養者

受検者負担金 300円 実施時期 10~12月

血液検査 協会けんぽにはない

対象者 被保険者・被扶養者

受検者負担金 1,000円 実施時期 1~2月

定期健診補助 協会けんぽにはない

会社が定期健康診断を実施した場合、会社に補助金を支給します。

補助金 血液検査あり…2,500円  
血液検査なし……700円



インフルエンザ予防接種補助 協会けんぽにはない

対象者 被保険者

補助金 1,500円(年度内1回)

実施時期 随時



データヘルス計画

医療費データや健診情報などのデータ分析に基づいて、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する「データヘルス計画」を行っています。

救急箱配付/補充薬配付 協会けんぽにはない

新規加入事業所に救急箱を配付するとともに、11月には全事業所に補充薬を配付します。

保健のPR

すこやかな毎日のために

ナオリ健保では、みなさんやご家族に正しい保健知識をお伝えするために、機関誌を発行したり、各種冊子の配付を行っています。健康管理の第一歩は、まず正しい知識を得ることから始まります。



医療費のお知らせの実施

みなさんが受診されたときにかかった医療費などの情報がWEBで確認できます。データをダウンロードして、医療費控除の際のe-taxに活用できます。



ジェネリック通知配付

毎年5月と11月に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額を、該当被保険者にお知らせします。



機関誌「けんぽだより」の発行

保健事業や保険給付のご案内、予算・決算など、健保組合からのお知らせを掲載した機関誌を、4月と10月の年2回、ご自宅にお届けします。



育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」の配付 協会けんぽにはない

出産されたご家庭に、育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」を1年間お届けします。



「私たちの社会保険」の配付 協会けんぽにはない

健康保険のしくみ・保険給付・健康づくりなど、健保組合の事業や社会保険についてわかりやすく説明した冊子を新規取得被保険者に配付します。



健康管理PR速報・制度趣旨普及リーフレットの配付

健康づくりに役立つ保健・医療知識の普及や、健康保険制度などについて知識を深めていただくための冊子を随時配付します。

健康保持強調月間の実施

健康管理意識高揚のきっかけにさせていただきため、10~12月を「健康保持強調月間」に設定し、健康診断や各種検診のご案内をいたします。

つよい子キャンペーン 協会けんぽにはない

健康保持強調月間にあわせて、就学前の子どもの呼吸器系疾患予防対策として、手洗い・うがい・歯みがきの習慣が身につくよう、取り組んでいただきます。アンケート回答者にはプレゼントをご用意しております。

健康者表彰の実施 協会けんぽにはない

1年・5年・10年・15年・20年・25年間、健康にすごされ、医療機関にかからなかった被保険者のみなさんを称え、記念品を贈り、表彰します。

※ナオリ健保契約健診機関の平均 ※二次検査も契約している健診機関に限ります



体づくり

健康づくりのきっかけに

“食事”“運動”“休養”の健康の3要素のうち、その必要性は感じながらも、なかなか実行に移せないのが“運動”ではないでしょうか。

ナオリ健保では、ウォーキングイベントへの参加や、加入事業所が行うスポーツ・レクリエーションへの補助等、みなさんが職場の仲間やご家族とともに運動に身近に取り組めるような機会の提供に努めています。



健康ウォーク (健保連と共催)

春・秋に、健康保険組合連合会 愛知連合会と共催でウォーキング大会を実施します。参加賞・お茶などをご用意します。



**対象者** 被保険者・被扶養者  
**参加費** なし

レクリエーション補助

協会けんぽにはない

会社が健康増進等を目的としたレクリエーションを実施した場合に、補助金を支給します。

**補助金** 1人 700円  
(1人につき年1回)

※事前申請が必要です。



心身の保養

楽しい旅のお手伝い

協会けんぽにはない

ナオリ健保では、みなさんとご家族の心身の保養のために、契約保養所を設け利用補助を行うとともに、複数の施設と特別料金で利用できる契約を結んでいます。家族旅行に、仲間同士のレジャーにぜひご利用ください。

**対象者** 被保険者  
**補助金** 一泊 2,000円 (1人につき年1回、左記のいずれかを支給します。)  
日帰り 500円

※事前申請が必要です。



利用できる施設

1 ナオリ健保の直接契約保養所

- 三河湾リゾートリンクス
- 駒ヶ根高原リゾートリンクス
- おんたけ休暇村(休館中)
- 木曾駒高原ホテル
- セラヴィリゾート泉郷

2 JTB協定宿泊施設



利用方法等、詳しくはナオリ健保のホームページをご覧ください

項目	実施月												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
病気の予防	特定健診・特定保健指導	年間											
	人間ドック	年間											
	節目健診	年間											
	生活習慣病健診	年間											
	婦人健診(巡回)			●	●	●	●	●	●	●	●		
	大腸がん検診							●	●	●			
	子宮がん検診							●	●	●			
	血液検査										●	●	
	定期健診補助	随時											
	インフルエンザ予防接種補助	随時											
	救急箱配付(新規適用事業所)	随時											
	補充薬配付(事業所)								●				
	保健のPR	医療費のお知らせ(WEBでの閲覧)	年間										
ジェネリック通知配付			●								●		
機関誌「けんぽだより」発行		●								●			
育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」配付		年間											
「私たちの社会保険」配付		●											
各種リーフレット配付		随時											
健康保持強調月間実施									●	●	●		
つよい子キャンペーン									●	●	●		
健康者表彰													●
体づくり	健康ウォーク	●									●		
	レクリエーション補助	年間											
心身の保養	三河湾リゾートリンクス	年間											
	駒ヶ根高原リゾートリンクス	年間											
	おんたけ休暇村(休館中)	年間											
	木曾駒高原ホテル	年間											
	セラヴィリゾート泉郷	年間											
	JTB協定宿泊施設	年間											



# ナオリ健保の保険給付はココが手厚い!



協会けんぽにはない給付です

## 独自の給付を上乗せ

付加給付は健保組合が独自に行うもので、法定給付(法律で定められた給付)に上乗せして支給します。協会けんぽには付加給付はありません。

[ナオリ健保の付加給付]

こんなときに	こんな給付が	これだけ受けられる
医療費の自己負担が高額になったとき	一部負担還元金 家族療養費付加金 合算高額療養費付加金 訪問看護療養費付加金/家族訪問看護療養費付加金	40,000円を超えた分を支給します (1,000円未満不支給) (100円未満切り捨て)
出産したとき	出産育児一時金付加金/家族出産育児一時金付加金	1児につき 20,000円を支給します
死亡したとき	埋葬料付加金/家族埋葬料付加金	30,000円を支給します

例 1か月の医療費が100万円かかったとき

▼標準報酬月額83万円以上の場合

協会けんぽの加入者	ナオリ健保の加入者
自己負担額 300,000円	自己負担額 300,000円
↓	↓
法律で定められた「高額療養費」45,820円が支給されます	↓
↓	自己負担額 254,180円
最終的な自己負担額 254,180円	さらにナオリ健保独自の「一部負担還元金」214,100円が支給されます
最終的な自己負担額は協会けんぽより214,100円少なくて済みます	↓
	最終的な自己負担額 40,080円

▼標準報酬月額28万円~50万円の場合

協会けんぽの加入者	ナオリ健保の加入者
自己負担額 300,000円	自己負担額 300,000円
↓	↓
法律で定められた「高額療養費」212,570円が支給されます	↓
↓	自己負担額 87,430円
最終的な自己負担額 87,430円	さらにナオリ健保独自の「一部負担還元金」47,400円が支給されます
最終的な自己負担額は協会けんぽより47,400円少なくて済みます	↓
	最終的な自己負担額 40,030円

※「協会けんぽ」とは、主に中小企業の従業員が加入し、全国健康保険協会が運営する健康保険です。

## ナオリ健保からのお知らせ

### 平成29年度 健康者表彰

おめでとうございます

ナオリ健保では、日頃から健康づくりに励まれ、一定期間健康にすごされ、医療機関にかからなかった被保険者のみなさんに対して「健康者表彰」を行っています。平成29年度は638名の方が該当されました。みなさんには事業所を通じて記念品をお贈りします。

25年表彰 ... 1名

15年表彰 ... 1名

10年表彰 ... 3名

5年表彰 ... 14名

1年表彰 ... 619名

## ナオリ健保からのお知らせ

# 交通事故など第三者の行為によりケガをしたときは必ずナオリ健保に届け出を!

交通事故などの被害者になり、健康保険で治療を受けたときは、できるだけ早くナオリ健保に届け出てください。

第三者の行為によってケガをしたときの医療費は、本来加害者が支払うべきものです。健康保険を使う場合は、ナオリ健保が一時的に立て替えて支払い、後日、ナオリ健保から加害者に医療費を請求することになります。そのため、健康保険で治療を受けた場合は、すみやかにナオリ健保に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。



**示談は慎重に** 健康保険で治療を受けられた場合、ナオリ健保が加害者に対して治療費の請求をするため、当事者だけで示談をされずと正当な請求ができなくなることがあります。示談する前に必ず、ナオリ健保までご連絡をお願いいたします。

## 「健康経営優良法人」認定へのはじめての一步

# 『健康宣言』をしましょう!



### 今、「健康経営」が求められています

「健康経営」とは、従業員の健康保持・増進を図ることが、「コスト」ではなく、将来的に企業の収益性を高める「投資」であることとらえ、健康管理を経営的視点から戦略的に取り組んでいくものです。

これにより、従業員の活力向上や生産性の向上などの組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や企業としての価値向上へつながることが期待されています。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### まずは『健康宣言』をしましょう!

～健康経営優良法人認定制度～

「健康経営」を実現するためには、まず『健康宣言』を行い、企業全体で健康づくりに取り組む必要があります。

### 『健康宣言』提出の流れ

- 手順1 ナオリ健保の『健康宣言』のリーフレットを参考に、取り組み内容を決定し、『健康宣言書』を組合に提出して、エントリーする。
- 手順2 健康保険組合連合会愛知連合会より「健康宣言チャレンジ事業所認定証」が交付されます。
- 手順3 決定した取り組み内容を実施します。

※詳しくはナオリ健保のHPをご覧ください

ナオリ健保に『健康宣言』をすると、経済産業省が推進する「健康経営優良法人認定制度」へ申請することができます。同制度の認定を受けることで、企業イメージの向上や求人などで「健康優良企業」をアピールすることにつながります。詳細は、経済産業省ホームページをご覧ください。

### すでに数社の事業所が『健康宣言』を

ナオリ健保でも加入事業所の「健康経営」を支援するため、『健康宣言』の募集を開始しており、すでに数社の事業所が『健康宣言』をされています。その他の事業所の方も『健康宣言』を行い、会社で一丸となって、積極的に従業員の健康づくりに取り組んでみませんか?

### ナオリ健保に「健康宣言」を提出された事業所

- 本多タオル株式会社
- 白洋舎栄リネンサプライ株式会社
- 服良株式会社
- モリリン物流株式会社
- 藤久株式会社
- ナオリ健康保険組合

健康宣言書の受付順・平成30年3月20日現在





ナオリ健保のホームページで

# 最新情報を!

http://www.naori-kenpo.jp

ナオリ健保

検索



保健事業や保険給付の詳しい内容や手続きなど、  
必要な情報を職場やご家庭のパソコンから、いつでもチェックできます。  
みなさまのすこやかな生活のために、ぜひご活用ください。

## 健保組合 のしくみ

健康保険に加入する人、  
保険証、保険料をはじめ  
健康保険のしくみを解説し  
ています。

## 保健事業

みなさんの健康づくりを支  
援する保健事業のご案内  
をしています。詳細や利用  
方法についてはこちらをご  
覧ください。

「医療費のお知らせ」は  
ここからアクセスできます

## 保険給付

風邪をひいて病院にかかっ  
たり、出産のために入院し  
たときなど、受けられる給付  
や必要な手続きについて  
解説しています。

## 届け出 手続き

健康保険や保健事業に関  
する手続き・申請方法を解  
説しています。届出用紙・  
申請書のダウンロードもで  
きます。



## ライフシーン 検索

それぞれの  
ライフシーンに必要な  
手続きがわかります。

## お知らせ

ナオリ健保から  
最新のニュースを  
お届けします。

NEW

## 健康宣言を始めませんか

加入事業所の「健康経営」を支援するため、「健康宣言」の募集を開始  
いたしました。自ら「健康宣言」を行い、会社で一丸となって、積極的  
に従業員の健康づくりに取り組んでみませんか?(P.11参照)

